

困った時はお互いさま 「フードバンクぎふ」設立される!

フードバンクとは、「食料銀行」を意味する社会福祉活動です。また食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動のことを言います。この「フードバンクぎふ」が、今年の3月に設立され活動が始まっています。この活動をレポートしました。

大垣市議会議員 笹田トヨ子

支援者と受益者をつなぐ フードバンク

フードバンクとは、一方に余っている食べ物があり、他方で食べ物に困っている人がいて、それをつなぐ活動(食べ物の仲人役)なのです。余っている食べ物を持っている支援者の方と、食べ物を必要としている受益者の方をつなぐ役割を果たします。

日本には、年間1900万トンもの食品が捨てられています。そのうち約37%が本来食べられるにも関わらず、破棄されています。品質には問題がないものの、印字ミスやパッケージの破損、賞味期限が近い等の理由で破棄される運命の食品を企業から提供してもらい、配布しています。食品ロス問題・生活困窮者問題だけでなく、廃棄物を減らすことで環境問題の解決につながる活動と言えます。



フードバンクのメリット

フードバンクを活用することは、受益者・支援者だけでなく行政にもメリットがあると考えます。

- 1、受け取る側のメリットとしては
食費の節約になります。
満足できる食事で心身の充足が得られると思います。
- 2、届ける企業側のメリット
廃棄コスト・環境負担の削減につながります。
自分の作った食品が役たつことで従業員の士気高揚につながります
会社の社会貢献になります。
- 3、行政側のメリット
食品ロスの削減に貢献
食料支援で生活保護費の削減にも貢献
以上のようなメリットが考えられます。フードバンク活動の活躍に期待します。

「フードバンクぎふ」設立 ボランティアの皆さん募集

名称・「フードバンクぎふ」
事務所・大垣市荒尾町1490-3

NPO法人たすけ愛おおがき内

・0584-92-1400 090-3383-2301

FAX・0584-91-3504

代表・赤星 守雄

支援者・食品を配布してもらえる人、食品を提供して頂ける人を募集しています。活動資金のカンパもお願いします。

食品を必要とする人・ご連絡下さい。

早速お礼の手紙届く

先日、西濃法律事務所のO様から、大変多くの食物を頂きました。生活に困窮している人々へ支援するボランティア組織、フードバンクぎふに大変感謝しています。救援活動に尽力して下さっている皆様方に厚く御礼申し上げます。(Kさんより)

お米120Kg届く

池田町Aさんから古米30キログラム4袋が、ぎふコラボ西濃法律事務所の小倉文雄さんを通じて届けられました。不当な工場閉鎖で生活に困っている、美濃加茂ソニー工場で働いていた人たちに届けられました。